

申告日程

■古川地域 受付時間 午前▶9時～11時 午後▶1時～4時

会場	日程	対象行政区
2月14日(金)	午前	矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地
	午後	堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井
17日(月)	午前	成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南
	午後	三丁目、大崎南、新田西、新田東
18日(火)	午前	新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室
	午後	上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目
19日(水)	午前	休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、淵尻
	午後	富長西、富長東、上埜、馬櫛、下谷地
20日(木)	午前	桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北
	午後	小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北
21日(金)	午前	雨生沢、北宮沢表、北宮沢裏、元清滝
	午後	下清水沢、上清水沢、沢田上、沢田下
24日(月)	午前	小野第一、小野第二、小野第三、小野第四、小野第五
	午後	楡木、下中目一、師山
25日(火)	午前	下中目二、石森、宮内
	午後	荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四、長岡
26日(水)	午前	荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、大幡、北町北一、北町北二、稲葉中
	午後	北町南、北町中、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中、稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三
27日(木)	午前	南町北、南町南、南町西、古川南新町、浦町西、浦町東、畑中北、畑中南
	午後	栄町、稲葉北一、稲葉北二、稲葉西、稲葉南、古川駅前
28日(金)	午前	塚目南、塚目北、西荒井北、川端、駅南団地、鶴ヶ埜
	午後	米倉、穂波、西荒井上、西荒井南、小泉、宮袋、若葉
3月2日(日)	午前・午後	給与所得者等で平日の申告が困難な人
3日(月)	午前	福沼一、福沼二、福沼三、江合本町、江合寿町
	午後	中里南第一、中里南第二、中里南第三、江合錦町
4日(火)	午前	千手寺、古川横町、二ノ構、三日町北、三日町南、米袋、中里中、中里北、東町
	午後	城西、竹ノ内、大江向、新稲葉、古川台町、西館東、西館中
5日(水)	午前	福浦一、福浦二、福浦三、李埜西一、李埜西二、神田、李埜東
	午後	上古川、諏訪西、諏訪中、諏訪東、蓑口沼、馬寄
6日(木)	午前・午後	古川地域全地区
7日(金)	午前・午後	古川地域全地区
10日(月)	午前・午後	古川地域全地区
11日(火)	午前・午後	古川地域全地区
12日(水)	午前・午後	古川地域全地区
13日(木)	午前・午後	古川地域全地区
14日(金)	午前・午後	古川地域全地区
17日(月)	午前・午後	古川地域全地区 ※17日(月)の受け付けは午後3時まで

市役所東庁舎5階大会議室

市県民税
(国民健康保険税)

税の申告はお早めに!!

申告期間 2月14日(金)～3月17日(月)

市県民税(国民健康保険税)と所得税の申告が始まります。申告期限間近になると、会場や駐車場が大変込み合い、待ち時間も長くなります。早めに申告を済ませるよう協力をお願いします。

なお、「平成25年分の所得税確定申告書」を税務署に提出する人は、市県民税の申告をする必要はありません。

◎ 税務課市民税担当 ☎ 23-2148
内線 303～306

各総合支所市民福祉課
 松山 ☎ 55-2114 三本木 ☎ 52-2113
 鹿島台 ☎ 56-7114 岩出山 ☎ 72-1212
 鳴子 ☎ 82-2019 田尻 ☎ 39-1114

市県民税(国民健康保険税)の申告はお早めに

申告期間は、2月14日(金)から3月17日(月)までとなります。

今月号の広報おおさき7ページから9ページの申告日程を確認の上、各会場で申告してください。

申告の詳しい内容については、広報おおさき2月号に掲載します。

インターネットe-TAXを利用して、自宅から所得税の申告ができます

申告会場の混雑を緩和するためにもe-TAXを活用してください。

受付期間は、1月6日(月)から3月17日(月)までとなります。

なお、電子申告には事前準備が必要となりますので、詳しくは国税庁ウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/>)またはe-TAXウェブサイト(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)で確認してください。

所得税の還付を受ける申告

給与収入のみの人で、控除額の追加(扶養親族の追加、雑損控除、医療費控除など)を申告して、源泉徴収されていた所得税の還付を受ける場合、古川税務署では1月6日(月)から受け付けをしています。

住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受けるためには

住宅ローン控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。

給与所得者は、控除を受ける最初の年に確定申告をすると、翌年以降は年末調整で控除を受けることができます。



平成26年1月から記帳・帳簿などの保存義務の対象者が拡大します

これまで、個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得などの合計額が300万円を超える人について、記帳・帳簿書類などの保存が義務付けられていました。

平成26年1月からは、事業所得、不動産所得などが発生する業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人も含む)についても、記帳・帳簿書類などの保存が義務付けられます。

市役所税務課および各総合支所市民福祉課に帳簿様式がありますので、必要な人は利用してください。

所得税の確定申告について、詳しくは古川税務署(☎ 22-1711)へお問い合わせください。